

議案第五十三号

港区立児童遊園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年七月十三日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立児童遊園条例の一部を改正する条例

港区立児童遊園条例（昭和三十九年港区条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第六条中「区長が」を「区規則で」に改め、同条を第十二条とし、第五条の次に次の六条を加える。

（指定管理者による管理）

第六条 区長は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、児童遊園の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

一 児童遊園施設の維持及び修繕に関する業務

- 二 児童遊園施設の案内に関する業務
- 三 児童遊園の利用の促進に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める業務

(指定管理者の指定)

第七条 指定管理者としての指定を受けようとする者は、区規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切に児童遊園の管理を行うことができる者と認める者を指定管理者に指定するものとする。

一 前条各号に掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。

二 安定的な経営基盤を有していること。

三 児童遊園の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができること。

四 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理ができること。

五 前各号に掲げるもののほか、区規則で定める基準

3 区長は、前項の規定による指定をするときは、効率的かつ効果的な管理を考慮し、指定の期間を定めるものとする。

(指定することができない法人等)

第八条 区長は、区議会議員、区長、副区長並びに法第八十条の五第一項に規定する委員会の委員及び委員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人（以下「役員等」という。）となつてゐる法人その他の団体（区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資してゐる法人その他の団体であつて、区議会議員以外の者が役員等となつてゐるものを除く。）を指定管理者に指定することができる。

（指定管理者の指定の取消し等）

第九条 区長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第七条第二項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 管理の業務又は経理の状況に関する区長の指示に従わないとき。
- 二 第七条第二項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
- 三 第十一条第一項各号に掲げる管理の基準を遵守しないとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないことを認めるとき。

（指定管理者の公表）

第十条 区長は、指定管理者の指定をし、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて

管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(管理の基準等)

第十一条 指定管理者は、次に掲げる基準により、児童遊園の管理に関する業務を行わなければならない。

- 一 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理を行うこと。
 - 二 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
 - 三 児童遊園施設の維持管理を適切に行うこと。
 - 四 業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- 2 区長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- 一 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
 - 二 業務の実施に関する事項
 - 三 業務の実績報告に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、児童遊園の管理に関し必要な事項
- 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

児童遊園に指定管理者制度を導入するため、本案を提出いたします。